

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） **23 人**
2. 派遣先事業所数（報告対象期末日） **21 事業所**
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 **36,758 円**
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 **22,745 円**
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
5. マージン率
$$\frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣料金の平均額}}$$
38.1% (小数点第 2 位以下を四捨五入)

種 類	内 容	実施人数	方法	平均実施時間
安全教育他	安全教育／作業安全に関する知識習得等	14	off-JT	4 時間
	ヒヤリ・ハット事例研究 ／事故事例の紹介・討議	23	off-JT	1 時間
	倫理・情報セキュリティ教育 ／他社不具合事例紹介	23	off-JT	1 時間
	原子力発電所における実地的知識教育	1	off-JT	2 時間
	職長・安全衛生責任者講習	1	off-JT	10 時間
キャリアアップに資する教育	非破壊検査資格取得講習	34	off-JT	8 時間
	—	—	—	—

※教育訓練は、有給・無償により実施しております。

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
 - (1) 派遣者賃金には賞与（派遣期間に応じた額）、有給休暇取得時の賃金、出張経費を含みます。
 - (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、退職金引当金を含みます。

(特 34-030038)

株式会社シーエックスアール 日立営業所

茨城県那珂郡東海村舟石川駅西 3 丁目 1-3

事業年度：平成 29 年 04 月 01 日から

平成 30 年 03 月 31 日まで

特定労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） **18 人**
2. 派遣先事業所数 **3 事業所**
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 **34,675 円**
(1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算）)
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 **20,962 円**
(1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算）)
5. マージン率
$$\frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{労働者派遣料金の平均額}}$$
39.5% (小数点第 2 位以下を四捨五入)

6. 教育訓練に関する事項

種 類	内 容	実施人数	方法	平均実施時間
安全教育	作業安全に関する知識習得等	10	off-JT	4 時間
放射線管理教育	放射線基礎教育	2	off-JT	3 時間

※教育訓練は、有給・無償により実施しております。

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- (1) 派遣者賃金には賞与（派遣期間に応じた額）、有給休暇取得時の賃金、出張経費を含みます。
- (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、退職金引当金を含みます。

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を公開いたします。

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） **3 人**
2. 派遣先事業所数（報告対象期末日） **4 事業所**
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 **38,934 円**
(1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算）)
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 **24,999 円**
(1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算）)
5. マージン率
労働者派遣に関する料金の平均額—派遣労働者の賃金の額の平均額
労働者派遣料金の平均額 **35.6%**（小数点第 2 位以下を四捨五入）

種 類	内 容	実施人数	方法	平均実施時間
安全教育他	安全教育／作業安全に関する知識習得等	3	off-JT	4 時間
	ヒヤリ・ハット事例研究 ／事故事例の紹介・討議	3	off-JT	1 時間
	倫理・情報セキュリティ教育 ／他社不具合事例紹介	3	off-JT	1 時間
キャリアア ップに資す る教育	非破壊検査資格取得講習	1	off-JT	8 時間
	—	—	—	—
	—	—	—	—

※教育訓練は、有給・無償により実施しております。

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
 - (1) 派遣者賃金には賞与（派遣期間に応じた額）、有給休暇取得時の賃金、出張経費を含みます。
 - (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、退職金引当金を含みます。